

# 総務委員会

総務調査室

## I 所管事項の動向

### 1 地方行政

#### (1) 第33次地方制度調査会の動向

##### ア 経緯

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、「地方自治」「地方分権」を重視する意識が施策の円滑・効果的な実施の支障となっているとの指摘がなされた。

このようなことを背景として、令和4年1月14日、第33次地方制度調査会が発足し、同日、岸田内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

##### イ 審議の動向

第33次地方制度調査会では、専門小委員会において、諮問事項に関する現状と課題等について審議が進められた後、6月3日の第2回総会において、「第33次地方制度調査会の審議項目」が取りまとめられた。その主な内容は次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 DXの進展及び感染症対応で直面した課題やポストコロナの経済社会への対応</li><li>2 国と地方公共団体及び地方公共団体間の関係</li><li>3 その他の必要な地方制度のあり方（地方議会のあり方について等）</li></ol> |
|---|

これを受け、現在、専門小委員会では、審議項目1についての審議を行うとともに、審議項目3の「地方議会のあり方」についても、各議長会から、早期の審議が求められたことを踏まえ、審議項目1と並行して審議が進められている。

審議項目2については、現時点で審議は行われていないものの、「骨太の方針2022<sup>1</sup>」において、「総務省は、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、将来の地域住民サービスを見据え、国・地方間、地方自治体間の役割分担や連携を明確化する観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める」とされており、今後の地方制度調査会における議論によっては、地方自治法を始めとする関連法律の改正につながる可能性もある。

<sup>1</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

## (2) 地方公共団体情報システムの標準化

### ア 経緯

地方公共団体においては、業務の遂行に当たって、様々な情報システム（住民基本台帳、地方税等）が活用されている。これらの情報システムは、各団体が独自にカスタマイズを行っているため、維持管理や制度改正時の改修などについて、各団体が個別に対応せざるを得ず、人的・財政的な負担となっている。

さらには、今般の感染症対応において、国・地方の情報システムがそれぞれ異なり、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化したため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を推進する必要性が高まった。

こうしたことを受け、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）が成立した。

### イ 標準化法と標準化に向けたスケジュール

標準化法は、各地方公共団体に対し、標準化対象事務<sup>2</sup>を処理する情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用を義務付けるものである。

政府は、国が整備するガバメントクラウド上に構築された複数の標準準拠システムの中から、地方公共団体が最適なものを選択して利用することを想定しており、原則全ての団体が令和7年度までに標準準拠システムに移行することを目指している。

総務省は、全地方公共団体が円滑に情報システムの標準化・共通化を進めることができるよう、標準的な作業項目やフェーズ毎に想定される主な作業手順を掲載した手順書<sup>3</sup>を作成・公表しているほか、ガバメントクラウドへの移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対して補助を行うこととしている。

一方、地方公共団体からは、デジタル人材の不足等の状況を踏まえ、移行目標時期の柔軟化や移行に伴う適切な財政支援、丁寧な情報提供などが求められている<sup>4</sup>。

## (3) マイナンバーカードの普及促進

### ア 普及促進に向けた取組

マイナンバーカードは、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月から交付が開始されたもので、マイナンバーを証明する書類や公的な身分証明書として利用できるほか、電子証明書が標準的に搭載されていることから、行政手続のオンライン申請や民間のオンライン取引等にも利用することができる。このため、政府は、マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置付け、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、普及の加速化等の取組を推進している。具体的には、令和3年10月に健

<sup>2</sup> 政令（令和4年1月制定・施行）により、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20事務が標準化対象事務として定められた。

<sup>3</sup> 「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」（令和3年7月7日総務省）

<sup>4</sup> 第209回国会衆議院総務委員会参考送付「地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書」等

康保険証としての利用の本格運用を開始したほか、①電子証明書のスマートフォンへの搭載（令和4年度中）、②国外継続利用（令和6年度中）、③運転免許証との一体化（令和6年度末）、④在留カードとの一体化（令和7年度）等を推進するなど、マイナンバーカードの利便性向上のための取組等を進めている。また、総務省<sup>5</sup>においては、市町村における交付体制の充実のために必要な窓口の増設等の経費を支援しているほか、令和2年7月からマイナポイント第1弾、令和4年1月からマイナポイント第2弾を実施している。

## イ マイナポイント第2弾の実施・延長

マイナポイント第2弾（予算額約1.8兆円）では、①カードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイントが付与されている（①は令和4年1月1日開始、②③は同年6月30日開始）。この事業の対象となるのは、当初は令和4年9月末までのカード取得申請者となっていたが、同年8月末時点における交付枚数は5,966万枚（人口に対する交付枚数率47.4%）にとどまっており、予算に多額の余剰が生じる見込みであることが指摘されていた<sup>6</sup>。

このような中、総務省は、9月20日、マイナポイント第2弾の対象となるカード取得申請の期限を同年12月末まで延長することを決定した。寺田総務大臣は、同日の記者会見において、写真付き証明書で最も普及している運転免許証が8,100万枚強発行されていることに触れ、マイナンバーカードについても年内にこの数字を達成したいと述べている。

## (4) 地方議会議員のなり手不足問題

地方議会に関しては、平成31年4月に実施された統一地方選挙において、道府県議会議員選挙及び町村議会議員選挙で立候補者数が過去最少を、無投票当選率が過去最高を記録するなど、地方議会議員のなり手不足が課題となっている。そのため、第32次地方制度調査会等において、対応策の検討が行われた。

第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）では、議員のなり手不足の要因として、①議員の位置付けが不明確であること、②議員報酬が低水準であること、③議員の請負禁止の範囲が不明確<sup>7</sup>であること、④立候補時の休暇・休職制度が未整備であること等を指摘している。その上で、③については、禁止の対象となる請負範囲を明確化するとともに、個人の請負に関する規制（地方公共団体と取引のある個人が当該団体の議会議員になることを全面的に禁止）について、その緩和を検討する必要があると提言した。

同提言を踏まえ、与党は、令和3年及び4年の通常国会において、地方公共団体と取引

<sup>5</sup> 令和3年9月のデジタル庁の設置に伴い、マイナンバーカードの利用に関する事務はデジタル庁が担うこととされ、総務省はマイナンバーカードの発行、交付及び管理に関する事務を担うこととされた。

<sup>6</sup> 『共同通信社e-WISE』（2022.8.27）では、8月25日時点での対象者全員がマイナポイントの申込みをした場合でも、少なくとも6,312億円の予算が余るとされている。

<sup>7</sup> 判例では、地方自治法上、議員が禁止されている地方公共団体に対する「請負」は、民法上の「請負」よりも広く解されており、経済的営利的取引関係にあること及び一定の時間的継続性・反復性を有することを要するとされている。

のある個人事業主も、取引額が政令で定める額（年間300万円で検討）以下であれば地方議会議員との兼業を可能とすること等を内容とする地方自治法改正案の提出を目指したが、いずれも与野党協議が調わず断念したと報道されている<sup>8</sup>。地方からは、令和5年の統一地方選挙までの法改正が要望されており、今後の動向が注目されている。

なお、既述のとおり、第33次地方制度調査会では、各議長会が「地方議会の位置付けや議員の職務の明確化等が、多様な人材の議会への参画等につながる」として早期の審議を求めたため、「地方議会のあり方」について専門小委員会において審議されている。

## (5) 地方公務員制度

### ア 会計年度任用職員

#### (7) 会計年度任用職員制度の創設

地方公共団体においては、財政難や行政改革の推進等により、常勤職員が大幅に減少する一方、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員（特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員）が増加していった。

臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手となる反面、①通常の事務補助職員も「特別職」で任用している、②採用方法が不明確で一般職非常勤職員としての任用が進まない、③労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないなどの課題が指摘されていた。

そこで、平成29年に、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を図るほか、一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度を創設し、採用方法や任期等に関する規定を整備するとともに、期末手当の支給を可能とする法改正<sup>9</sup>が行われた（令和2年4月1日施行）。

#### (イ) 制度の施行状況及び課題

総務省の調査<sup>10</sup>によれば、令和2年4月1日現在の臨時・非常勤職員は約69.4万人（平成28年度調査比5.1万人増）となっている。このうち会計年度任用職員は約62.2万人（同45.5万人増<sup>11</sup>）であり、その約9割がパートタイムで任用されているが、単に財政上の制約を理由としたフルタイムでの任用の抑制は見られないとしている<sup>12</sup>。また、同調査によれば、約2割の団体は制度施行前よりも給料水準が下がった職種があるとしているが、その多くが給与決定原則を踏まえ適正化した結果としている。

一方で、期末手当の支給のために給料の引下げ等を行っている団体も存在し、会計年度任用職員制度の施行により働く環境が厳しくなっているとの報道<sup>13</sup>があるほか、会計年度任用職員についても、勤勉手当の支給の対象とする法改正等を求める要望もある<sup>14</sup>。

<sup>8</sup> 『時事通信社iJAMP』（2022.6.3）等

<sup>9</sup> 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）

<sup>10</sup> 総務省「会計年度任用職員制度等に関する調査結果」（施行状況の概要等）（令和2年4月1日時点）

<sup>11</sup> 平成28年は一般職非常勤職員

<sup>12</sup> なお、会計年度任用職員のうち、女性の割合は全体の約8割を占める。

<sup>13</sup> 『京都新聞』（2021.8.10）、『日本経済新聞』（2021.9.20）等

<sup>14</sup> 地方分権改革に関する令和4年の地方（徳島県等）からの提案

### 臨時・非常勤職員の人数

	平成 28 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日	増減数
会計年度任用職員 (平成 28 年：一般職非常勤職員)	16.7 万人	62.2 万人	+45.5 万人
臨時的任用職員	26.0 万人	6.8 万人	△19.2 万人
特別職非常勤職員	21.6 万人	0.4 万人	△21.2 万人
計	64.3 万人	69.4 万人	+5.1 万人

(出所)「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果」より作成

## イ 地方公務員の定年延長

### (7) 地方公務員法改正の趣旨

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について、令和 5 年度から定年を段階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図る新たな制度を設ける「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 61 号)が、令和 3 年 6 月 4 日に成立した。

これに合わせ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされている地方公務員についても、同日、①管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入、②情報提供・意思確認制度<sup>15</sup>の新設等、国家公務員と同様の措置を講ずる「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 63 号)が成立した。

### 国家公務員の定年の段階的引上げ

	現行	令和 5 年度 ～ 6 年度	令和 7 年度 ～ 8 年度	令和 9 年度 ～ 10 年度	令和 11 年度 ～ 12 年度	令和 13 年度 ～ 【完成形】
定年	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

### (4) 定年引上げの施行に向けた総務省の通知等

各地方公共団体においては、令和 5 年度の制度施行に向け、定年引上げに関する計画的な検討・準備を行う必要があることから、総務省は、各団体に対し、その運用に当たり留意すべき事項等についての通知<sup>16</sup>を発出している。

その中で、①国家公務員の定年と同様に、地方公務員の定年を引き上げる条例を定める必要があること、②国家公務員において、60 歳を超えた職員については当分の間の措置として給与水準が 7 割に設定されている(以下「俸給月額 7 割措置」という。)ことを考慮し、地方公務員の給与についても国家公務員の取扱いに基づき、条例を定める必要があること等を示した。このほか、各団体において、令和 4 年度及び令和 5 年度に重点的に取り組むべき事項として、③高齢期職員の活躍を推進するための取組、④定年引上げに伴う計画的な定員管理を掲げている。

<sup>15</sup> 職員が 60 歳に達する年度の前年度に、60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供を行った上で、60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるもの。

<sup>16</sup> 「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について(通知)」(令和 3 年 8 月 31 日)、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について(通知)」(令和 4 年 3 月 31 日)等

他方、定年引上げ期間中は、原則として定年退職者が2年に一度しか生じないことを踏まえ、地方公共団体は、当該期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続することができるよう、地方財政措置を講ずることを求めている<sup>17</sup>。

#### (ウ) 給与制度の見直しに向けて（人事院勧告（令和4年8月8日））

国家公務員については、俸給月額7割措置を講ずることとされていることから、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずることとされている<sup>18</sup>。

令和4年8月の人事院勧告においては、65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準（給与カーブ）等について、令和5年夏に具体的措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、令和6年に、必要な給与制度上の措置の成案を示すこととされた。

地方公務員についても、国家公務員に関する制度の検討の状況に鑑み、必要な検討を行う可能性があることについて留意するよう通知<sup>19</sup>が発出されている。

## 2 地方財政

### (1) 補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税）の収入見込額の法定率分に、前年度以前の未交付額を加算し、超過交付額を減額した額とされている（地方交付税法第6条第2項）。

このため、補正予算が編成され、国税5税の予算額（収入見込額）が増額補正された場合には、当該年度の地方交付税の総額は、その法定率分だけ増加することとなる。また、前年度の国税5税決算額が予算額を上回った場合には、その上回る額の法定率分<sup>20</sup>は、補正予算に計上されることによって当該年度の地方交付税の総額に加算されることとなる。

補正予算によって増加した地方交付税の取扱いについては、地方交付税法上、当該年度において、普通交付税の調整額の復活<sup>21</sup>（調整戻し）に要する額を交付した上で、残額を特別交付税として交付することとされている（同法第6条の3第1項）。しかし、通常はこれをせず、翌年度の地方交付税の財源として繰り越すことが基本となっている<sup>22</sup>。

今国会には、令和4年度第2次補正予算が提出されると報道<sup>23</sup>されているが、同補正予算

<sup>17</sup> 全国知事会「国の施策並びに予算に関する提案・要望」（令和4年7月29日）

<sup>18</sup> 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）附則第16条

<sup>19</sup> 「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について（通知）」（令和4年3月31日）

<sup>20</sup> 令和3年度一般会計決算では、補正後予算額に比べ、地方交付税の法定率分が8,290億円（地方法人税分を除く。）増加する見通しとなっている。

<sup>21</sup> 普通交付税の交付に当たっては、各地方団体に交付すべき普通交付税（＝基準財政需要額－基準財政収入額）の合計額が普通交付税の総額（地方交付税総額の94％）を超過する場合には、当該超過する額（調整額）を減額して各地方団体に交付される。一方で、補正予算によって地方交付税が増加した場合には、これを活用して、当該年度中に調整額分が追加交付される。これを「調整額の復活」又は「調整戻し」という。

<sup>22</sup> 令和3年度補正予算（令和3年12月成立）では、地方交付税が4.3兆円増加したため、地方交付税法等の改正によって、普通交付税及び特別交付税の増額交付（2.0兆円）、交付税特別会計借入金の償還（0.9兆円）、翌年度への繰越し（1.3兆円）などが行われた。

<sup>23</sup> 『時事通信社iJAMP』（2022.9.16）等

によって地方交付税が増加する場合には、増加する地方交付税の取扱いを定めるため、地方交付税法等改正案などの所要の法律案が提出される可能性がある。

## (2) 令和5年度の地方財政への対応等

総務省は、令和4年8月31日、令和5年度地方財政収支の仮試算を公表するとともに、令和5年度地方交付税の概算要求を行った。

このうち、地方財政収支の仮試算は、概算要求時点における地方財政計画の収支見込みを示したもので、令和4年度地方財政計画と比べ、歳出は、①高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などによって一般行政経費が0.6兆円の増となったこと、②地方税収の増加に伴って水準超経費<sup>24</sup>が0.6兆円の増となったことなどにより、全体として1.1兆円の増となっている。歳出のうち、給与関係経費は、令和4年人事院勧告の反映による0.3兆円の増があるものの、地方公務員の定年引上げに伴う退職手当の減少<sup>25</sup>による0.3兆円の減があるため、大幅な増減はなかった。

歳入では、地方税等が1.2兆円の増となっており、地方交付税も国税5税の増収に伴う法定率分の増等によって0.1兆円の増となっている。これに伴い、財源不足を補う臨時財政対策債（赤字地方債）は0.5兆円の減となり、過去最少額の1.3兆円となっている。

地方一般財源総額<sup>26</sup>は、0.8兆円増の64.7兆円と見込まれており、水準超経費を除く交付団体ベースでは、0.2兆円増の62.2兆円となっている。

仮試算の結果では、地方税等や地方交付税の増により、財源不足は0.1兆円の減となり、2年連続で折半対象財源不足<sup>27</sup>が生じない見込みとなっている。しかしながら、引き続き巨額の財源不足（2.4兆円）が見込まれるとして、地方交付税の概算要求において、交付税率の引上げを事項要求している。

なお、地方団体からは、令和5年度地方財政対策に向けて、感染症対策や原油価格・物価高騰対策等のための財源確保、臨時財政対策債の縮減、令和3年度及び4年度に計上された「地域デジタル社会推進費（各年度2,000億円）」の継続等が要望されている<sup>28</sup>。

<sup>24</sup> 地方財政計画においては、地方財源を適切に確保するための技術的な措置として、不交付団体の財源超過額（基準財政収入額が基準財政需要額を超える額）に相当する額を「地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費」（水準超経費）という項目を立てて歳出に計上する取扱いが行われている。

<sup>25</sup> 地方公務員の定年は、令和5年度以降、現行の60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられる（1(5)イ参照）。このため、引上げ期間中は、原則として定年退職者が2年に一度しか生じないこととなり、退職手当の支給額（令和4年度地方財政計画ベースで1.4兆円）が毎年度大幅に増減すると見込まれている。これを踏まえ、仮試算では、退職手当について、令和5年度と6年度の所要額を平準化して計上している。

<sup>26</sup> 地方一般財源とは、用途が特定されず、地方の自主的な判断で使用できる財源をいい、地方税、地方交付税などがある。地方六団体等は、例年、地方一般財源総額の確保・充実を強く求めている。

<sup>27</sup> 財源不足については、まず、建設地方債の増発等の様々な手段により措置されるが、これによっても、なお財源不足が生じる場合は、国と地方で折半して補填することとなっている。この「国と地方で折半して補填する財源不足」を折半対象財源不足という。

<sup>28</sup> 全国知事会「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（令和4年7月29日）等

### 3 地方税

#### (1) 政府税制調査会への諮問

令和3年10月4日に発足した岸田内閣は、基本方針（令和3年10月4日閣議決定）において、『成長と分配の好循環』と、デジタル化など新型コロナによってもたらされた社会変革の芽を大きく育て、『コロナ後の新しい社会の開拓』をコンセプトとした、新しい資本主義を実現していくとした。

翌月12日、岸田内閣総理大臣は、新しい資本主義を実現するため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を行うよう政府税制調査会に諮問した。

当該諮問を踏まえ、同調査会において、有識者からヒアリングを行うなど、答申の策定に向けた議論が行われている。

#### (2) 原油価格高騰への対応

##### ア コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等

我が国においては、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰、ロシアのウクライナ侵略などの地政学的な変化が世界の原油価格や需給に大きな影響を与える懸念から、令和3年度に2度にわたって経済対策等<sup>29</sup>が講じられた。

しかし、原油価格や物価の高騰等が長引く場合には、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが阻害されかねないことから、令和4年4月26日、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」が決定された<sup>30</sup>。

この中では、原油価格高騰対策として、令和3年度補正予算において措置された燃料油価格激変緩和対策事業（燃料油元売りへの補助金支給による価格抑制策）を延長・拡充<sup>31</sup>する等とされ<sup>32</sup>、本緊急対策に係る令和4年度補正予算は、令和4年5月31日に成立した。

令和4年9月9日には、物価・賃金・生活総合対策本部において、実施期間が今年度上半期中とされている燃料油価格激変緩和対策事業を本年末まで延長し、ガソリン価格等の抑制を継続すること等の追加策が示された<sup>33</sup>。

##### イ トリガー条項の凍結解除の取扱い

原油価格高騰によるガソリン価格等の対応を巡っては、ガソリン価格が一定の基準を超え

<sup>29</sup> 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定。事業規模は、総額で78.9兆円程度。なお、本経済対策に係る令和3年度補正予算は、令和3年12月20日に成立した。）、「原油価格高騰に対する緊急対策」（令和4年3月4日 原油価格高騰等に関する関係閣僚会合）

<sup>30</sup> 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

<sup>31</sup> 補助金上限の引上げ（1ℓ当たり25円→35円）等

<sup>32</sup> 本緊急対策における事業規模は、総額で13.2兆円程度。

<sup>33</sup> 同月20日、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用についての閣議決定。

て上昇した場合、一時的に揮発油税等を引き下げる、いわゆる「トリガー条項」の凍結<sup>34</sup>解除の取扱いが国会で取り上げられ<sup>35</sup>、令和4年3月、3党（自由民主党、公明党、国民民主党）による検討チームが設置された<sup>36</sup>。

### (3) 地方法人課税に関する検討会

令和4年度税制改正に向けて取りまとめられた与党の令和4年度税制改正大綱（令和3年12月 自由民主党、公明党）の基本的考え方においては、経済社会の構造変化に伴う外形標準課税の適用対象法人の在り方のほか、令和3年10月のOECD/G20「BEPS<sup>37</sup>包摂的枠組み」における国際的な合意の実施に向けた国・地方の法人課税制度を念頭に置いた対応の検討を行うことが明記された。

これを踏まえ、地方法人課税に関する諸課題について検討を行うため、地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」が設置され、令和4年9月には、第2回目の検討会が開催された。

### (4) 令和5年度税制改正に向けた動き

我が国の経済は、今後も感染症の再拡大やロシアのウクライナ侵略の長期化に伴う原油価格・物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況は続くと思込まれている。

こうした状況下、令和4年6月7日に閣議決定された「骨太の方針2022」においては、「成長と分配の好循環」を早期に実現させる観点から、新しい資本主義に向けた改革として、個人金融資産を「貯蓄から投資」へ促すため、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充などを含む「資産所得倍増プラン」を令和4年末に策定するとされた。

その他にも、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般の見直しを推進するとともに、納税環境の整備と適正・公平な課税の取組の強化や新たな国際課税ルールへの対応を進めること等が明記された。

その後、令和4年8月末までに各府省庁から、令和5年度税制改正に向けた改正要望が総務省に提出された。主な改正要望としては、NISAの抜本的拡充、森林環境譲与税の見直しの検討、新たな国際課税制度への対応、自動車税及び軽自動車税の見直し等であった。

---

<sup>34</sup> 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）第44条、「地方税法」（昭和25年法律第226号）附則第53条

<sup>35</sup> 第208回国会 衆議院予算委員会議録第16号（令和4年2月18日）等

<sup>36</sup> 第208回国会 参議院予算委員会議録第16号（令和4年3月22日）

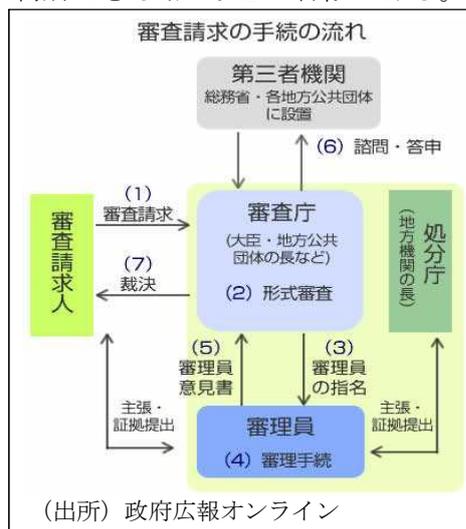
<sup>37</sup> Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）

## 4 行政の基本的制度

### (1) 行政不服審査制度

#### ア 現行制度の概要

行政不服審査制度は、行政庁<sup>38</sup>の処分に関し、簡易迅速かつ公平な手続により①国民の権利利益の救済②行政の適正な運営の確保を目的とし、違法性だけでなく不当性についても判断できる点<sup>39</sup>などに特徴がある。



審査請求人は、審査庁<sup>40</sup>に対して期限内<sup>41</sup>に審査請求を行い、審査庁は、審査請求書の形式審査を行う。その後、審理の公平性・透明性を高めるため、処分に関与していない職員の中から指名された「審理員<sup>42</sup>」が審理手続を行う。審査庁は、審理員の意見を踏まえ第三者機関<sup>43</sup>に諮問を行い、当該機関は判断の妥当性をチェックし答申を行う。当該答申を踏まえ、審査庁は、審査請求につき裁決<sup>44</sup>を行う。

なお、審査請求か取消訴訟を選ぶかは処分を受けた者の原則自由であるが、不服申立前置を定める個別法<sup>45</sup>がある。

#### イ 行政不服審査制度の沿革

##### (7) 旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の見直し

旧「行政不服審査法」は、昭和37年に施行されて以来50年以上にわたり抜本的な法改正が行われてこなかった。しかし、国民意識の変化や行政手続法の制定、行政事件訴訟法の改正等関連する法律の整備が進み、残された行政不服審査法の改革の機運が高まった。

##### (4) 新たな行政不服審査法の制定等（旧法の全部改正）

このような中、総務省は行政不服審査制度の見直しに向けた検討を進め、平成26年の第186回国会において旧法を全部改正した「行政不服審査法案」を含む関連3法案が成立した<sup>46</sup>（改正行政不服審査法は平成28年4月1日施行）。

改正行政不服審査法においては公正性・利便性の観点から、①審理員制度及び第三者機関

<sup>38</sup> 行政主体のために意思を決定・外部に表明する権限をもつ行政機関。各省大臣、知事、市町村長など。

<sup>39</sup> 取消訴訟等の行政訴訟では、違法性のみ判断される。

<sup>40</sup> 処分を行った国や地方公共団体の機関（処分庁）の最上級行政庁。当該行政庁がない場合は、処分庁が審査庁となる。

<sup>41</sup> 原則、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内

<sup>42</sup> 委員会や審議会が審査庁である場合などは、審理員が指名されない。

<sup>43</sup> 国の場合は総務省に置かれた行政不服審査会、地方の場合は各地方公共団体の執行機関の附属機関

<sup>44</sup> 審査請求の要件を満たしていないなど適法でない場合は却下、審査請求に理由がある場合は認容、ない場合は棄却

<sup>45</sup> 特許法、自衛隊法、電波法、生活保護法、国家公務員法など。

<sup>46</sup> 「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第69号）及び「行政手続法の一部を改正する法律」（平成26年法律第70号）

への諮問制度の導入、②不服申立て手続の審査請求への一元化<sup>47</sup>、③審査請求期間の延長<sup>48</sup>等が行われたほか、衆議院修正により、5年後の見直し規定（附則第6条）も追加された。

## ウ 行政不服審査法の改善に向けた検討

附則第6条に基づき、同法の5年間の施行状況及びその課題・改善の方向性等について検討を行うため、令和3年5月、総務省に「行政不服審査法の改善に向けた検討会」が設置され、同検討会は令和4年1月に「最終報告」を取りまとめた。

## エ 行政不服審査法の運用の改善（最終報告の概要）

最終報告では、法改正のねらいや目標、制度趣旨に沿った運用が徹底できていない、運用が表面的との指摘がされた。そして、運用面で積極的な改善を図るべき事項として、①審理手続の担い手の確保・育成、②不服申立てに関わる各主体の体制の整備、③運用マニュアルに沿った手続の徹底、④国民に対する情報提供及び審査庁・処分庁間の連携の推進、⑤行政不服審査会等の答申における付言<sup>49</sup>の活用を示した。

また、これらに関するものを含め、先進的な府省等や団体の経験、部局や団体の枠を超えた積極的な取組については、総務省が横展開を行うべきであるとした。

最終報告における制度の運用状況の評価及び見直し内容（主なもの）

法改正のねらい	評価	見直し内容
迅速な救済	・標準審理期間の設定が進んでいない	・積極的な設定が望まれる分野及び設定方法の具体例を示して設定を働きかける
	・審査庁と処分庁の相互協力の在り方等に問題が見られる	・審査請求人・審査庁・処分庁間の情報提供の在り方をマニュアル等で示す
制度の活用促進	・国民への教示・情報提供や処分に関する説明が不足している	・審査庁による情報提供が望ましい情報の具体例の提示と制度趣旨の周知徹底
	・審査庁から、不服申立てを行う際に必要となる情報を積極的に提供した方が良い	・不服申立人に対して申立てに係るパンフレットを配布
公正性の向上	・審理員の確保が困難、審理員による十分な審理が尽くされていない	・審理員候補者・審理員補助者を事前に確保して地域や組織の枠を超えて派遣する仕組みの整備
	・弁明書、答申書及び裁決書の記載内容が不十分	・審査庁の審理手続の進行や争点整理の能力を向上させる研修の実施、処分庁の職員に対する研修の実施

<sup>47</sup> 処分庁に対する異議申立て制度の廃止

<sup>48</sup> 60日から3か月に延長

<sup>49</sup> 第三者機関の答申において、審査庁又は処分庁の答申における処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、審理手続等が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、本論中又は「付言」との項を設けて、問題点を指摘し、必要な措置を講じることなどを求めることがある。

## (2) 統計制度

### 公的統計の総合的な品質向上に向けて（統計委員会建議）

令和3年12月に発覚した国土交通省の「建設工事受注動態統計調査」に係る二重計上の問題を始めとする一連の不適切事案（以下「建設工事統計事案」という。）に関し、令和4年1月14日、国土交通大臣の下に立ち上げられた検証委員会<sup>50</sup>は、報告書（以下「検証委員会報告」という。）を取りまとめた<sup>51、52</sup>。

同月19日、総務省統計委員会は、内閣総理大臣指示を受け、「公的統計品質向上のための特別検討チーム」を設置し、同検討チームにおいては、検証委員会報告等を精査することで課題や問題を抽出するとともに、基幹統計調査の集計プロセスの点検等が行われた。同検討チームの検討報告を踏まえ、統計委員会は同年8月10日、建議（公的統計の総合的な品質向上に向けて）を取りまとめた（以下「令和4年建議」という。）。

令和4年建議においては、再発防止策やデジタル化、人材育成の方策など今後の取組や幹部職員に対する令和4年建議の熟読の要請のほか、平成31年1月に公表された厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る不適切事案を踏まえて取りまとめられた令和元年の統計委員会建議（以下「令和元年建議」という。）に基づく各種の取組の有効性の検討結果が示された。

検討結果として、令和元年建議に基づく取組が確実に実施されていれば、「建設工事統計事案において発生した事象が重大事象となることを抑止する上で相当程度の効果があった」と結論付ける一方で、建設工事統計事案が発生してしまったのは、令和元年建議で示された取組の一部が試行段階であったこと、リソースの制約があったこと、誤りの公表には心理的ハードルがあったことなどが相まったことによるとされた。

## 5 情報通信

### (1) 固定通信技術の発展

#### ア インターネット及びブロードバンドの普及

平成5年、我が国において、インターネットの商業利用が開始された。当初は、低速な電話線を介して行われており、情報量は少なく、文字や画像のやり取りが主流であった。

現在は、光ファイバーを用いた通信方式（F T T H）等のブロードバンド環境の整備が進んだことにより、動画等の大容量の情報をやり取りすることも可能となった。また、固定電話においても、F T T H等の回線を用いて提供するI P電話が従来型の電話と置き換わってきている。N T T東日本及びN T T西日本（N T T東西）は、令和7年1月に完全移行を予定している。

<sup>50</sup> 国土交通省「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会の設置について」（令和3年12月23日）

<sup>51</sup> 同日、建設工事統計事案に関する総務省の対応について精査するための統計委員会企画部会対応精査タスクフォースにおいても報告書が取りまとめられている。

<sup>52</sup> その他、国土交通省には、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」が立ち上げられ、それぞれにおいて報告書等が取りまとめられている。

## イ ユニバーサルサービス制度

加入電話<sup>53</sup>、公衆電話及び緊急通報は国民生活に不可欠であるため、電気通信事業法により、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスである「ユニバーサルサービス」に位置付けられている。

NTT東西には、電話をあまねく日本全国に提供する責務が課されているが、NTT東西だけではコストを負担することは困難となり、平成14年、NTT東西の設備を利用する他の事業者が負担金を拠出し、赤字の一部を補填する制度（ユニバーサルサービス制度）が創設された。なお、多くの事業者は負担金を利用者に転嫁している。

また、インターネットの普及状況を踏まえ、令和4年、有線ブロードバンドサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付ける同法の改正が行われた。

## (2) 移動通信技術の発展

### ア 携帯電話等の技術の発展と普及

我が国における移動通信は、昭和54年、当時の電電公社が自動車電話サービスを東京23区内で開始したことが源流である。当時の端末は大きく、人が持ち歩くことなど考えられないものであった。

その後、端末は次第に小型化し、アナログ方式による音声通信用の携帯電話が登場した（1G）。以降、デジタル方式の導入（2G）、通信の高速化と端末の小型化（3G）を経て、現在は、大容量の高速通信により動画の視聴等も可能なスマートフォン（4G）が広く普及している。

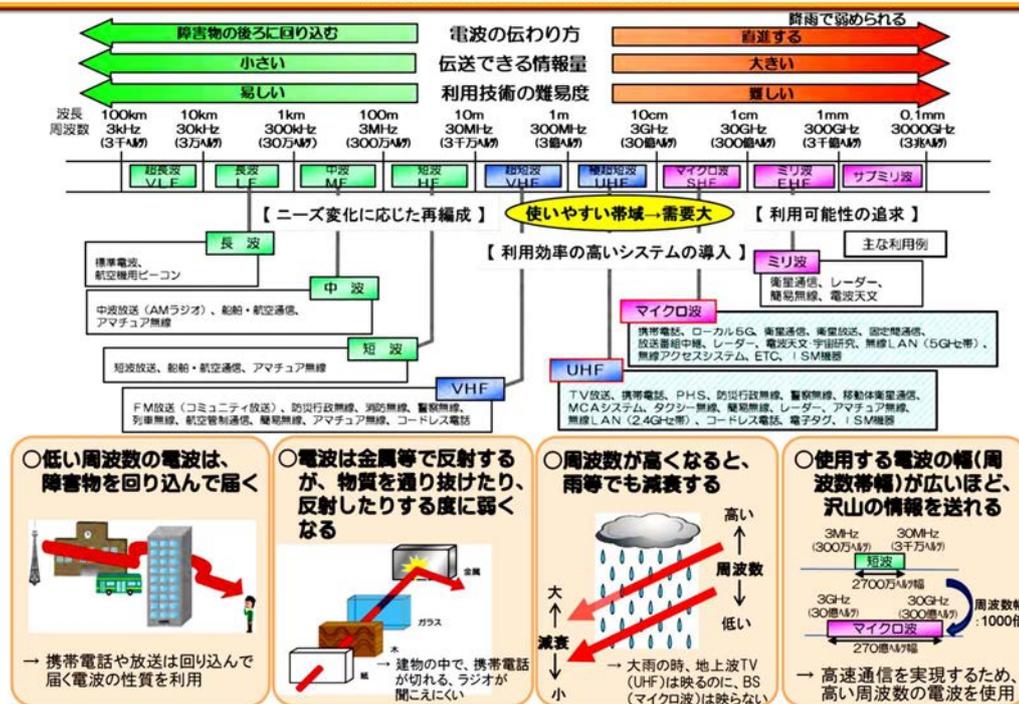
近年では、技術の進歩により、通信にあまり利用されていなかったSub6やミリ波と呼ばれる高周波数帯の広い帯域を使用することで、高速大容量・低遅延・多数同時接続が可能となり（5G）、自動運転、遠隔医療、工場の自動化など、様々な分野での活用が期待されている。

大手携帯電話事業者は令和2年3月下旬から5Gの携帯電話サービスを開始しており、総務省が公表している「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」では、5Gの人口カバー率について、2023年度末までに全国95%（2020年度末実績：30%台）、全市区町村に5G基地局を整備、2025年度末までに全国97%、各都道府県90%程度以上を目指すこととしている。

---

<sup>53</sup> アナログ回線及び一部の光IP電話

## 電波の特性と利用形態



(出所) 総務省「情報通信経済研究会」(第1回)(令和3年9月1日)配付資料

### イ 電波の有効利用

携帯電話、特にスマートフォンの普及により、電波の需要が急増したことを背景に、電波の有効利用の取組が行われている。

平成23年、地上波テレビ放送のデジタル方式への移行により使用周波数がコンパクト化され、空いた周波数が携帯電話会社等へ割り当てられた。

また、令和元年の電波法改正では、一定の周波数帯について、経済的価値を踏まえた周波数割当手続<sup>54</sup>が導入され、令和4年の電波法改正では、携帯電話に係る電波の再割当制度が整備された。

### ウ 周波数オークション

周波数オークションとは、周波数を割り当てる際に入札を実施し、最高価格を提示した者を有資格者とする制度のことである。経済協力開発機構(OECD)に加盟する38か国の中で日本以外の37か国が導入している割当方式であり、我が国においても、総務省の「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、割当方式の1つとして検討されている。

令和4年3月に公表された同検討会の第1次取りまとめでは、周波数オークションは現行の方式と比較し、選考過程の透明性確保に加え、事業者の裁量が増えることによるイノ

<sup>54</sup> 基地局の開設計画に申請者が周波数の経済的価値を踏まえて申請する金額(特定基地局開設料)を記載して提出させ、総務大臣は、この申請金額も審査項目の一つとして開設計画を審査・認定する。

ベーションの促進というメリットがあるが、資金力の大きい事業者への周波数の集中や落札額の高騰による事業者のインフラ整備が遅れることなどのデメリットも指摘されている。その後、同年4月及び5月に事業者や関係団体からのヒアリングが行われたが、当初7月に予定されていた第2次取りまとめは公表されていない（9月30日時点）。

### (3) 電気通信事業法における重大事故

電気通信事業は、社会経済活動に必要な役務を提供する公共性の高い事業であり、継続的・安定的なサービスの提供が求められるものであるため、電気通信事業者は、重大な事故<sup>55</sup>が生じた場合に総務大臣へ報告することを義務付けられている<sup>56</sup>。重大な事故に該当する基準は、電気通信設備の故障により提供する電気通信役務が停止又は品質が低下した時間及び影響を受けた利用者の数で定められており、以下のとおりである。

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	1時間	3万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	2時間	3万
	1時間	10万
三 セルラーLPWA（無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項で定める条件に適合する無線設備をいう。）を使用する携帯電話（一の項又は二の項に掲げる電気通信役務を除く。）及び電気通信事業報告規則第1条第2項第18号に規定するアンライセンスLPWAサービス	12時間	3万
	2時間	100万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	24時間	10万
	12時間	100万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	2時間	3万
	1時間	100万

令和4年7月2日に起きたKDDI及び沖縄セルラー電話の通信障害では、緊急通報を含む音声通話・データ通信が61時間25分にわたって利用しづらい状況となっており、音声通話では約2,316万人、データ通信では775万人以上に影響があった<sup>57</sup>。これは、重大事故に該当するものであり、同年7月28日、KDDI等から総務省に「重大な事故報告書」が提出され、同年8月3日、金子総務大臣（当時）はKDDI等に対し再発防止にむけた行政指導を行った。

総務省の「電気通信事故検証会議」は同月8日より、KDDI等から提出された報告書の検証を行うとともに、事故の原因や再発防止策を検証した上で、10月に取りまとめを行

<sup>55</sup> 「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第58条

<sup>56</sup> 「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第28条

<sup>57</sup> 総務省ホームページ「KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービスに係る通信障害の概要」

<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000827338.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000827338.pdf)> (2022.9.22閲覧)

うこととされている<sup>58</sup>。また、総務省は、自然災害や通信障害に関する事故が起きた際にも利用者が他社の通信網を使って緊急通報をはじめとする通話・データ通信をできるようにする「ローミング」の導入に向けた有識者会議を9月28日より開催している。

また、同年8月にはNTT西日本、同年9月には楽天モバイルにおいて、重大事故に該当する通信障害が発生している。

#### (4) 利用者情報の保護

令和3年、LINEにおいて情報管理体制に不備があったことが発覚したこと、また、利用者がウェブサイトアクセスした時、サービスの提供元に利用者のデータが送信されるだけでなく、閲覧履歴等の個人が特定できない情報(Cookie)については、利用者の意識していないところで第三者に送信され、ターゲティング広告等に利用されていることが問題となった。そのため、令和4年、一定の規模以上の電気通信事業者に対して、利用者に関する情報を取り扱うための社内ルールの作成等の義務化や、利用者に関する情報を外部に送信する際の確認の機会の付与の義務化等を盛り込んだ電気通信事業法の改正が行われた。

## 6 放送

### (1) NHKの受信設備設置届出義務化の要望と割増金制度

NHKは、令和2年9月及び10月、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」の分科会<sup>59</sup>(以下「公共放送分科会」という。)において、受信設備設置の有無を把握できず営業活動に多大な費用を要していること、未契約者に対する訪問活動によりクレームやトラブルが多発していること等を理由に、「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名(等の居住者情報)の照会」のための制度改正を要望した。

これに対し、武田総務大臣(当時)は、同年11月、「未設置者に対する届出義務というのは、これは全く話にならない問題だ」と述べた<sup>60</sup>。また、民放連会長は、視聴者に新たな義務を課すことでテレビ離れが加速しないか強く憂慮するとした<sup>61</sup>。

こうした状況の下、総務省は、令和3年1月に公表した「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ<sup>62</sup>」において、「受信設備の設置届出義務」及び「未契約者氏名(等の居住者情報)の照会」の制度化を見送るとする一方で、テレビを保有しているにもかかわらず受信契約締結に応じない者に対して割増金を課す制度を導入する考えを示した。

同年2月、割増金制度の導入等が盛り込まれた放送法改正案が第204回国会(常会)に提出されたが、次国会に継続後、衆議院解散により廃案となった。その後、令和4年2月に、同じ内容を盛り込んだ電波法・放送法改正案が第208回国会(常会)に提出され、成立した。

<sup>58</sup> 『読売新聞』(2022.8.4)

<sup>59</sup> 総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」(令和2年9月30日及び10月16日)

<sup>60</sup> 総務省「武田総務大臣閣議後記者会見の概要」(令和2年11月6日)

<sup>61</sup> 民放連「2020.11.19大久保会長会見」

<sup>62</sup> 総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」(令和3年1月18日)

## (2) NHK受信料の引下げのための還元目的積立金

令和2年9月、NHK会長は、公共放送分科会において、毎年度の収支差に基づく剰余金の中から、一定額を受信料引下げの原資とする新たな還元策を示した。

これに対し、総務省は、「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」において、「(剰余金を)還元目的の『積立金』の勘定科目に計上し、(中略)受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入すること」は適当であるとした。

その後、前述(1)の放送法改正により、還元目的積立金制度が設けられ、NHKは①決算において利益が生じたときは、財政安定のための留保分を除き「還元目的積立金」として積み立てること、②ある中期経営計画(中計)期間に積み立てられた積立金は、原則として次期中計期間の収支予算において受信料引下げの原資とすることとされた。

## (3) NHKのインターネット活用業務

### ア 経緯

NHKは、平成12年にインターネットによる情報提供を、平成20年にNHKオンデマンドによる番組の有料配信を開始した。

インターネット同時配信については、平成26年に常時同時配信を除いて実施可能となり、災害情報等の同時配信が行われるようになった<sup>63</sup>。さらに、令和元年には、常時同時配信についても実施可能となり、令和2年4月から「NHKプラス」が、インターネット上で一部NHK地上波放送の「常時同時配信」及び放送終了後7日間の「見逃し番組配信」を提供している。

令和3年8月、武田総務大臣(当時)は、インターネットを通じたコンテンツ視聴が拡大する中、インターネット配信の意義等を検証するため、テレビを保有していない者を対象とした配信について社会実証の実施を要請した。NHKは、「テレビを全く又はほとんど見ない者<sup>64</sup>」に対して令和4年4月から行った社会実証(第一期)において、NHKの機能やサービスに高い評価を受けたことについて、インターネットを含む情報空間におけるNHKの存在意義を確認したとし、「放送で担ってきたことと同一の社会的な意義について、NHKがインターネット上で果たすことの妥当性が一定程度示されたと言えるのではないか」としている<sup>65</sup>。

当該報告を受けて総務省は、「インターネット空間におけるNHKの役割・意義について(中略)一定の評価が確認できたところ、今後行われる第二期以降の社会実証の結果も注視しつつ、そのインターネット配信の在り方について引き続き検討していくべき」とした<sup>66</sup>。

<sup>63</sup> 東日本大震災の際に、必須業務に附帯する業務として、震災関連のニュース番組の同時配信が実施されていた(平成23年3月11日から同月末まで)。

<sup>64</sup> 視聴時間が1日当たり1時間程度又は1時間未満

<sup>65</sup> NHK「インターネットでの社会実証(第一期)結果報告」(2022.6.2)

<sup>66</sup> 総務省「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(令和4年8月5日)

## イ インターネット活用業務と受信料

### (7) 現行制度

放送法第64条第1項により、NHKのテレビ放送を受信することのできる受信設備<sup>67</sup>を設置した者は、NHKと受信契約を締結する義務を負うこととされている。その上で、NHKが定める放送受信規約第5条により、「放送受信契約者は、(中略) 放送受信料を支払わなければならない」とされている。

したがって、現行制度においては、インターネットに接続された通信端末を所持することによって、NHK受信料の支払義務が生じるわけではない。

また、常時同時配信サービス（NHKプラス）の視聴について、NHKは、平成29年9月、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、常時同時配信は放送の補完と位置付けられるため、受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用できるようにし、受信契約が確認できない場合でも、メッセージ付き画面の視聴にとどめ、新たな負担を求めるものではないとしている。

### (4) 通信設備に対する受信料徴収に関する議論

令和2年9月、NHK会長は、公共放送分科会において、受信料制度は、「最終的にはテレビやインターネットなど、伝送路に関わらない総合受信料のような形になることが分かりやすい」とした。その上で、「総合受信料」という言葉は、「通信端末でテレビと同じように番組を視聴することをアプリの導入などで確認して契約するという、いわゆるイギリス型」を想定しているとした。

なお、英国では、テレビ受信料の支払対象者を、受信機を設置又は使用する者及びBBCインターネットサービス（iPlayer）を利用する者としている。

### (4) 民放キー局によるインターネット同時配信

日本テレビは、令和2年10月から12月にかけて、特に視聴率の高い午後7時から12時ごろに放送するテレビ番組（1週間当たり約30番組）を動画配信サービス「TVer」で無料同時配信する実証実験を実施し、令和3年10月に正式サービスの提供を開始した。なお、その他の民放キー局も令和4年4月に同時配信サービスの提供を開始している。

### (5) マスメディア集中排除原則及び放送対象地域の見直し

#### ア 現状と課題

放送法においては、「電波の有限希少性」と「放送の社会的影響力」に鑑み、放送の「多元性」「多様性」及び「地域性」を確保するため、一の基幹放送事業者が自ら又は「支配関

<sup>67</sup> NHKの放送を受信することのできる受信設備のうち、①放送の受信を目的としないもの、②ラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできるものは除かれる（放送法第64条第1項第2号及び第3号。特定受信設備。）。

係」を有する者<sup>68</sup>を通じて2以上の基幹放送を行うことが、総務省令<sup>69</sup>で定める基準<sup>70</sup>により原則として禁止されている（マスメディア集中排除原則）。なお、認定放送持株会社については、放送対象地域<sup>71</sup>が重複しない場合、12を超えない地域において地上基幹放送事業者を関係会社として保有できる特例が設けられている（12放送地域制限）<sup>72</sup>。

しかし、ブロードバンドやスマートフォン、インターネット配信等が普及する中、特にローカル局において経営が厳しくなっていることから、「規制改革実施計画<sup>73</sup>」において、放送事業者等の要望を把握し、経営の自由度を高める規制・制度改革を幅広く検討することが求められた。総務省は、令和2年9月より地上テレビジョン放送事業者127社に対して調査を行い、18社からマスメディア集中排除原則の緩和を、6社から放送対象地域の見直しを要望された。また、「情報通信行政に対する若手からの提言<sup>74</sup>」においては、複数の放送事業者による放送ネットワークの整備・運用を可能とする仕組みの導入が提言された。

## イ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

上記調査や提言等を受けて、総務省は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、放送事業者等にヒアリングを行った。令和4年1月24日、株式会社フジメディアホールディングスは、認定放送持株会社の12放送地域制限について、①同社がすでに11地域を保有していること、②現状は規制対象外の関係会社（議決権1/10超～1/3以下）のうち、規制対象（同1/3超）に迫る社が複数あること、及び③今後の地方経済の状況次第では、関係会社の地元株主が撤退する可能性があることから、資本政策上の課題を解決するとともに経営の選択肢を広げるため、地域制限の撤廃を要望した。

また、同日、株式会社テレビ朝日ホールディングスは、放送対象地域に係る規制について、地方における人口減少やメディア視聴環境の変化等によりローカル局の広告収入が減少していることから、固定費の抑制のため、系列局の複数地域で同一の放送ができるようにするための制度改正を要望した。

これらの要望に対し、検討会の構成員らは、マスメディア集中排除原則が、デジタル時代においてはむしろ多様性維持の制約になっていることや、通信事業者に対抗する上で放送事業者の過度な負担になっていることから、同原則の緩和に前向きな姿勢を示した。その上で、①同原則の緩和により地域情報・地域性の減少が懸念されることから、放送事業者に対し当該情報の発信を確保する仕組みを措置させること、②放送対象地域そのものを

<sup>68</sup> 基幹放送事業者を支配する者（親会社等）、基幹放送事業者が支配する者（子会社等）及び基幹放送事業者と同一の親会社等を有する者（いわゆる兄弟会社等）。なお、「支配関係」の基準については脚注70参照。

<sup>69</sup> 「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」（平成27年総務省令第26号）

<sup>70</sup> 「支配関係」に該当する基準（地上基幹放送の場合）として、議決権保有割合について、放送対象地域が重複する場合は1/10超、重複しない場合は1/3超（認定放送持株会社は一律1/10超。）の議決権保有を「支配関係」とするほか、役員兼任割合について規制されている。

<sup>71</sup> 同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域（放送法第91条第2項第2号）。

<sup>72</sup> 議決権1/10超～1/3以下の保有の関係会社は制限の対象とされない。

<sup>73</sup> 令和2年7月17日閣議決定

<sup>74</sup> 令和3年9月3日総務省情報通信行政若手改革提案チーム公表

変更するのではなく、現行の地域のまま複数の地域で同一放送ができるようにすること、③同一放送地域の拡大による広告の出稿者、視聴者等への影響を考慮すること等の意見を表明した。

その後、同検討会は、意見募集を経て同年8月5日に取りまとめ<sup>75</sup>を公表し、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、及び地上テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制の特例の創設（認定放送持株会社は除く。）について措置すべきとした。なお、連携可能な放送対象地域の範囲や地域情報発信の確保については、引き続き検討することとされた。

## 7 郵政事業

### (1) 日本郵政及び金融2社の株式の売却

郵政事業は制度創設以来、逓信省、郵政省、郵政事業庁及び日本郵政公社において営まれてきたが、平成19年10月に民営化され、現在は日本郵政(株)とその子会社である事業会社（日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険等）が郵政事業を継承している。

郵政民営化法では、政府は日本郵政株式の3分の1超、日本郵政は日本郵便(株)の全株式の保有義務が課された一方、日本郵政保有の金融2社（(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険）株式は全数、政府保有の日本郵政株式は法定分を下回らない範囲で早期に減少させることと規定している。

日本郵政グループは令和3年5月、できる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下にすることを発表し、かんぽ生命保険の株式の売却を行った。同年7月には、かんぽ生命保険の株式の日本郵政の保有割合は49.9%に減少した。これにより、かんぽ生命保険の新規事業は認可制から届出制となり、同社の経営の自由度が高まることとなった。

また、令和3年10月、政府は保有する日本郵政株式の売却（第3次売却）を行い、保有割合は法定下限程度（約33.33%）に減少した。

### (2) デジタル社会における郵政事業

#### ア 楽天グループとの資本提携

令和3年3月、郵政事業のデジタル化の推進と郵便局の有効活用を図るため、日本郵政は楽天グループに1,499億円を出資した。同年7月、日本郵便は楽天の物流事業を分離した新会社に出資するとともに、同年8月、日本郵政は楽天出身の役員を代表取締役を迎え「JPデジタル」を設立した。また、同年6月より、郵便局内で楽天モバイルの契約や端末の販売等を行う「楽天モバイルの申込み等カウンター」（楽天モバイル郵便局店）の設置を進めている。

#### イ デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会

総務省が立ち上げた、新たな時代に対応した日本郵政グループに対する提言と必要な環

<sup>75</sup> 総務省「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和4年8月5日）

境整備について検討を行う「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」は、令和3年7月に最終報告書を公表した。

最終報告書では、日本郵政グループのDXと保有するデータの利活用、デジタル格差解消や自治体業務の受託拡大等による地方創生・地域活性化への貢献、かんぽ生命保険の不適正募集で明らかになった法令遵守と企業統治の課題等について、日本郵政グループと総務省に期待される取組が提言されている。

#### ウ 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会

総務省が立ち上げた、信書の秘密や個人情報保護を確保しつつ、日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するための検討を行う「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」は、令和4年7月に報告書を公表した。

報告書においては、日本郵政グループにおける不祥事案の頻発を受け、まずは郵便局データ活用を推進するに当たっては信頼回復のための取組が必要とした上で、データ資産全てを対象とした管理体制の構築等のデータガバナンスの強化、業務効率化・適正化のためのデータ活用の推進、公的要請に応えるデータ活用の優先的推進のほか、これらの実現に当たり総務省に必要とされる取組が提言されている。

## 8 消防行政

### 消防団の充実強化

我が国の消防体制は、専任の消防職員からなる常備消防（消防本部及び消防署）と他に職業を持つ非常勤職員で構成される消防団からなっている。このうち、消防団は、常備消防機関のない町村においては、消防活動を全面的に担っており、常備消防機関のある市町村においても、火災時に初期消火や残火処理、大規模災害時に住民の避難誘導や救出・救助活動を行うなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかし、消防団員数は、平成2年に100万人、平成19年に90万人を割り込むなど年々減少が続いており、令和3年4月時点で約80.5万人となっている。特に近年は、人口減少、高齢化、住民の被雇用者化などによって、平成30年度以降3年連続で1万人以上減少するなど、危機的な状況が続いている。このため、消防庁は、報酬等の処遇改善に取り組むとともに、被雇用者、女性、学生などの多様な人材の入団を促す取組を行っている。

このうち、消防団の処遇改善に関しては、令和3年4月、消防団員の処遇の適正化を図るため、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）が策定された。基準では、①消防団員への報酬は年額報酬と出動報酬の2種類とすること、②年額報酬は「団員」階級の者について36,500円、出動報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすること、③報酬等は団員個人に対して市町村から直接支給することなどが定められている。

消防庁は、同月、各市町村に対し、同基準を通知するとともに、基準の適用日である令和4年4月1日までに必要な条例改正等を行うことや、報酬等の個人への直接支給を徹底することを要請した。

この結果、令和4年4月1日時点で年額報酬が基準以上となった市町村数は、1,188団体

(全体の69.1%)となり、令和2年4月1日時点の492団体(同28.3%)から大幅に上昇した。しかし、依然として、年額報酬・出勤報酬が基準以下である市町村や、個人への直接支給を行っていない市町村がそれぞれ4分の1以上あることから、消防庁は、引き続き、消防団員の処遇改善に取り組んでいくこととしている。

## Ⅱ 第210回国会提出予定法律案等の概要

### 1 NHK令和3年度決算(日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)

(参考) 継続議案

#### ○ 日本放送協会改革推進法案(中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号)

公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの

#### ○ インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案(岩谷良平君外5名提出、第208回国会衆法第36号)

インターネット<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの

#### ○ 地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号)

普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とすることができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める方法により求めることができる規定を設けるもの

#### ○ NHK平成30年度決算(日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)(第200回国会提出)

#### ○ NHK令和元年度決算(日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)(第203回国会提出)

#### ○ NHK令和2年度決算(日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)(第207回国会提出)

内容についての問合せ先

総務調査室 中村首席調査員(内線68420)